

令和7年度高校生駐輪場利用助成のお知らせ

高山市では、保護者の経済負担の軽減などを図るため、高校生の駐輪場利用料に対する助成が受けられます。

■対象者

高山市内の有料駐輪場を1か月以上定期利用している高校生の保護者（高山市内在住の方に限りません。）



■助成額

定期利用料の4分の1（10円未満の端数切捨て）

※1か月あたり上限500円

四半期ごとに交付しますので、申請日から数か月かかる場合があります。

■申請方法（オンライン・書面）

右のQRから簡単便利なオンライン申請を是非ご利用ください。



書面での申請は、交付申請書を市ホームページ※でダウンロード又は市こども政策課で入手し、添付書類を添えて高山市役所こども政策課（〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地）まで提出してください。（郵送可）

※くらしの情報>助成・補助制度>交通・道路>高山市自転車駐輪場利用料助成事業補助金

■添付書類（オンライン申請の場合は、写真など画像データ）

①学生証の写し（令和7年度のもの）

②駐輪場が発行した領収書（申請者又は高校生の氏名が記載されたものに限りません。）

■申請期間

令和7年度中の利用料は、令和7年4月1日から令和8年3月15日までに申請ください。

■その他

定期利用を中途解約した場合は、補助金の変更・返還が必要となりますので、速やかにこども政策課までご連絡ください。

問合せ先

高山市役所 こども政策課

TEL：0577-57-7001

E-mail: kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp